

7 環境関係条例・規則等

越前市環境基本条例
越前市環境審議会規則
越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例 越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例施行規則
越前市生ごみ処理器設置奨励金交付要綱
越前市資源回収奨励金交付要綱
越前市ごみ減量化・リサイクル推進員設置要綱
越前市住宅太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金交付要綱
越前市電気自動車導入促進事業補助金交付要綱
越前市不法投棄廃棄物処分等支援要綱
越前市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱

(令和2年3月31日現在)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本的施策(第8条—第18条)

第3章 環境審議会(第19条)

第4章 雑則(第20条)

附則

恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれたわたしたち越前市民は、郷土を愛し、その恵みの中で文化を育て、長い歴史を築いてきた。

一方、わたしたちは、生活の利便性や豊かさを追求するあまり、資源やエネルギーを大量に消費し、これにより、わたしたちのまちのみならず地球的規模での環境の汚染や自然の破壊がもたらされつつある。

わたしたちは、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有しているとともに、次の世代によりよい環境を引き継ぐ責務を負っている。身近な環境を守るためには、本市にかかわるあらゆる人々が、協働し、地球的視野に立って環境に優しい生活文化を創造していかなければならない。

これらの認識のもとに、清くうまいのある豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地域特性を生かした、環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な都市を創造し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全と創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 良好な環境 土地利用、人口等の社会環境と動植物等の自然環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物

の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全と創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み、人類存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全と創造は、人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるよう適切に行われなければならない。

3 良好な環境の保全と創造は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるよう適切に行われなければならない。

4 良好な環境の保全と創造は、地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化、歴史遺産等が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されること等により、文化環境が良好に形成されるよう適切に行われなければならない。

5 良好な環境の保全と創造は、地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、並びにこれらの循環的利用が図られること等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

(平25条例4・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、県その他の関係機関と協力し、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に関しこれに伴う環境への負荷の低減その他良好な環境の保全と創造のため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活が良好な環境の保全と創造に密接にかかわっていることを深く認識し、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用その他の環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(適用除外)

第7条 この条例の規定は、原子力基本法(昭和30年法律第186号)その他の関係法令の規定により講ずることとされている放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、適用しない。

第2章 基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第19条に規定する越前市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定に当たっての配慮)

第9条 市は、市が講ずる施策の策定及び実施に当たっては、良好な環境の保全と創造について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため必要な規制の措置を講ずるものとする。

(指導、助言等)

第11条 市は、良好な環境の保全と創造を行う上での支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下「負荷活動」という。)を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置をとることとなるよう指導、助言を行うとともに、特に必要があるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(良好な環境の保全と創造に関する教育、学習の推進)

第12条 市は、市民及び事業者が人と環境との関わりについて理解を深め環境に配慮した日常生活及び事業活

動ができるようにするため、良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(平25条例4・一部改正)

(民間団体等の自発的活動の推進)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好な環境の保全と創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、第12条の良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等が行う活動の推進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の良好な環境の保全と創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握し、及び良好な環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査、情報収集、研究の体制の整備に努めるものとする。

(報告書の作成等)

第16条 市長は、毎年、環境の状況及び良好な環境の保全と創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(地球環境保全の推進等)

第17条 市、市民及び事業者は、その行政活動、日常生活及び事業活動が、地球環境保全の向上に資するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第18条 市は、良好な環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第19条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の区域における良好な環境の保全と創造に関して、基本的事項を調査審議するため、越前市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他良好な環境の保全と創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

5 委員は、良好な環境の保全と創造に関し識見を有する者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- 6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

越前市環境審議会規則

平成17年10月1日

規則第115号

改正 平成18年1月20日規則第1号

平成24年3月30日規則第37号

平成26年3月28日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市環境基本条例(平成17年越前市条例第125号。以下「条例」という。)第19条第7項の規定に基づき、越前市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命又は委嘱)

第2条 条例第19条第5項に基づく委員の任命又は委嘱は、次に掲げる者のうちから行う。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 越前市議会議員
- (3) 関係機関から推薦された者
- (4) 市民からの公募による者

2 前項の規定による委員のほか、特別の事項を調査又は審議する必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、学識経験者及び関係機関の代表のうちから、市長が委嘱する。

4 前項の規定による臨時委員は、当該事項の調査又は審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平18規則1・平26規則13・一部改正)

(会長の選任及び権限)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 審議会は、必要に応じて、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第5条 審議会は、委員(臨時委員が置かれるときは、臨時委員を含む。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員(臨時委員を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に属する委員の互選により部会長を置く。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、越前市職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、越前市行政組織規則(平成17年越前市規則第10号)別表第5に定める課において処理する。

(平24規則37・一部改正)

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年1月20日規則第1号)

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第37号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日規則第13号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例

平成17年10月1日

条例第126号

改正 平成20年3月25日条例第9号

平成25年3月29日条例第4号

(設置)

第1条 本市は、良好な環境の保全及び創造に資する担い手の育成並びに環境にやさしい地域づくりの推進を図るため、エコビレッジ交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 エコビレッジ交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
越前市エコビレッジ交流センター	越前市湯谷町第25号25番地の2

(業務)

第3条 エコビレッジ交流センター(以下「センター」という。)は、次の業務を行う。

- (1) 環境学習に関すること。
- (2) 環境情報の受発信に関すること。
- (3) その他市長がセンターの設置目的達成のためにふさわしいと認めた業務

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 開館時間 午前9時から午後10時まで
- (2) 休館日
 - ア 毎週月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「国民の祝日」という。)を除く。)
 - イ 国民の祝日の翌日
 - ウ 12月28日から翌年の1月4日まで

(入館の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者及びセンターの係員の指示に従わない者があるときは、これらの者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設、設備又は展示品等を毀損するおそれがあるとき。
- (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(平25条例4・一部改正)

(使用の許可及び制限)

第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による許可をするときは、センターの管理上必要な条件を付し、又は使用の制限を加えることができる。

3 第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又は使用の権利を譲渡してはならない。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可してはならない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とする使用であると認められるとき。
- (4) 爆発物又は危険物を取り扱うとき。
- (5) 暴力排除の主旨に反すると認められるとき。
- (6) その他市長が不適當であると認められるとき。

(平25条例4・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 使用許可の申請に虚偽の事実があったとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(入館者及び使用者の遵守事項)

第9条 入館者及び使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (2) 使用許可を受けた施設以外は使用しないこと。
- (3) センター内において許可を受けずに寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (4) 許可を受けずに壁、柱、扉等に広告、貼り紙、くぎ打ちその他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は公の秩序若しくは善良の風俗を乱す行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用許可の際に付された条件及びセンターの係員の指示に従うこと。

(平25条例4・一部改正)

(使用料)

第10条 センターの使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 使用者は、前項の規定による使用料を使用許可の際に前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、その使用が終わったときは、直ちにその使用場所を清掃し、設備及び器具を整理し、一切を原状に回復して係員の点検を受けなければならない。

2 前項の規定は、第8条の規定により使用者が使用許可を取り消された場合について準用する。

(損害賠償等)

第13条 入館者及び使用者は、その責めに帰すべき事由により、施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、速やかに市長に報告するとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 第8条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損失について、市はこれを補償しない。

(平25条例4・一部改正)

(管理の代行)

第14条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の承認を受け、センターの開館時間又は休館日を変更すること。
- (2) 入館の制限に関する業務
- (3) センターの使用の許可に関する業務
- (4) 第3条各号に掲げる業務のうち市長が定めた計画の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条から第8条まで及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(平20条例9・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例(平成13年武生市条例第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月25日条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月14日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定による改正後の条例の使用料又は利用料金に関する規定は、令和2年4月1日以後の当該条例に規定する使用又は利用について適用し、同年3月31日までの使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

3 この条例の改正後の規定による使用料及び利用料金の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(その他)

4 前2項の規定によるほか必要な経過措置は、規則で定める。

別表(第10条関係)

(令元条例13・全改)

1 施設使用料

区分		基本使用料（1時間当たり）
料理研究室		100円
工房		100円
和室	1部屋使用	100円
	2部屋使用	150円
里山ギャラリー		100円
大ホール		250円
備考		
1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。		
2 市外の者が使用する場合は、施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。		

2 冷暖房使用料

区分		基本使用料	定額使用料	
			月額	年額
		1回		
料理研究室		200円	1,000円	6,000円
工房		100円	500円	3,000円
和室	1部屋使用	200円	1,000円	6,000円
	2部屋使用	300円	1,500円	9,000円
里山ギャラリー		200円	1,000円	6,000円
大ホール		300円	1,500円	9,000円
備考				
同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。				

○越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例施行規則

平成17年10月1日

規則第116号

改正 平成20年3月31日規則第6号

平成24年3月29日規則第14号

平成25年2月26日規則第5号

平成25年3月22日規則第17号

平成27年3月31日規則第21号

平成28年3月23日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例(平成17年越前市条例第126号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第2条 条例第6条の規定により、越前市エコビレッジ交流センター(以下「センター」という。)の使用許可を受けようとする者は、市長に越前市エコビレッジ交流センター使用許可申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとするときは、その初日をいう。以下同じ。)前3月から当該使用しようとする日までの間に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申請を許可したときは、越前市エコビレッジ交流センター使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

(使用の変更及び取消し)

第3条 センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用の取消しをしようとするときは越前市エコビレッジ交流センター使用取消申請書(様式第3号)に、使用許可の内容を変更しようとするときは越前市エコビレッジ交流センター使用変更申請書(様式第4号)に使用許可書を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき使用許可の内容変更を承認したときは、越前市エコビレッジ交流センター使用変更承認書(様式第5号)を使用者に交付する。

(使用許可の取消し等の通知)

第4条 市長は、条例第8条の規定により、センターの使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更したときは、越前市エコビレッジ交流センター使用許可取消決定書(様式第6号)、越前市エコビレッジ交流センター使用中止命令書(様式第7号)又は越前市エコビレッジ交流センター使用条件変更決定書(様式第8号)を使用者に交付する。

(使用料の後納)

第5条 条例第10条第2項ただし書の規定により使用料の後納をしようとする者は、越前市エコビレッジ交流センター使用料後納申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の後納を承認したときは、その旨を使用者に通知する。

(使用料の返還)

第6条 使用者が、条例第10条第3項ただし書の規定により、既に納入した使用料の返還を受けようとするときは、越前市エコビレッジ交流センター使用料返還申請書(様式第10号)に使用料を納入したことを証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請があった場合において使用料を返還することができる理由及び金額は、次の各号に該当する場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 使用者が自己の責めによらない事由によりセンターを使用できなくなったとき 当該使用料の全額

(2) 使用者が使用しようとする日前7日までに使用の取消しを申し出たとき 当該使用料の全額

(3) 使用者が使用変更の許可を受けた場合において既に納付した使用料に過納が生じたとき その相当額

3 市長は、前項の使用料返還を決定し、又は返還しない旨を決定したときは、越前市エコビレッジ交流センター使用料返還決定書(様式第11号)により、その旨を使用者に通知する。

(使用料の減免)

第7条 条例第11条の規定による減免は、別表に定める減免基準表によるものとする。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、越前市エコビレッジ交流センター使用料減免申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の使用料の減免を承認したときは、その旨を使用者に通知する。

(施設等の毀損(滅失)届)

第8条 使用者は、施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、越前市エコビレッジ交流センター施設等毀損(滅失)届(様式第13号)を提出しなければならない。

(平25規則5・一部改正)

(指定管理者制度による読替え)

第9条 条例第14条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第2条から第6条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号から様式第11号までの規定中「越前市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(平20規則6・一部改正)

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日規則第14号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月26日規則第5号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日規則第17号)
(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則を施行する際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、所要の調整を行い、使用することができる。

附 則(平成27年3月31日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

(平24規則14・全改、平27規則21・一部改正)

使用料の減免基準表

区分	項目	減免する額
1	越前市又は越前市教育委員会の主催、共催又は委託事業として使用する時。	全額
2	市内の認定こども園、保育所、幼稚園、小学校又は中学校が主催して、園児、児童又は生徒の環境教育活動に関する事業に使用する時。	全額
3	市長が市内に環境活動の主たる本拠を置く団体であると認めるものが、本来の環境活動事業に使用し、その事業が市民の環境意識の向上に寄与するものと認められる時。	全額
4	市長が市内に活動の主たる本拠を置く団体であると認めるものが、社会教育及び地域自治の目的を達成するための事業に使用する時。	全額
5	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める時。	市長が必要と認める額

越前市生ごみ処理器設置奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭における生ごみ処理器（以下「処理器」という。）設置に対し、奨励金を交付することにより、ごみの減量化と堆肥化による有効利用を図ることを目的とする。

(対象処理器等)

第2条 奨励金交付の対象となる処理器は、生ごみを自然に、又は微生物の発酵作用により得られたボカシ等を利用して発酵を促進させる機能を有するもので電気を動力として用いないものとする。

(対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、越前市内に住所を有し、越前市内の販売店で前年度又は当該年度に購入された処理器を設置している者とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、購入額の2分の1以内とし、処理器1基に対して3,000円を上限とし、かつ、1家庭につき2基を限度とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理器設置奨励金交付申請書兼請求書（別記様式）に処理器購入に係る領収証書を添えて、市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の申請書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の交付額を決定し、口座振込みの方法により交付する。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた者に対し、当該奨励金の全部又はその一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行期日の日の前日までに、武生市ごみ処理器設置奨励金交付要綱又はゴミ減量化対策費補助金交付要綱の規定によりなされた補助金交付手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、改正前の第5条の規定によりごみ処理器設置奨励金交付申請書兼請求書を市長に提出した者は、改正後の第2条の規定を適用しない。

附 則

この要綱は、平成22年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

越前市資源回収奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の地域住民で組織する団体が実施する市内各家庭からの資源回収に対し奨励金を交付することにより、資源の有効利用に対する市民の意識の高揚及びごみの減量化による処理及び経費の低減を図ることを目的とする。

(対象団体等)

第2条 奨励金の交付を受けることができる団体は、次に掲げる要件を備える市内の団体とする。

(1) 資源回収を地域住民自らの手で継続的に実施すること。

(2) 営利を目的にしないこと。

(3) 回収した資源を次項に規定する資源回収業者に引き渡すこと。

2 奨励金の交付を受けることができる資源回収業者は、前項の団体が回収した資源の引き渡しを受けた資源回収業者で、越前市に次条に規定する届出がある者とする。

(資源回収業者の届出)

第3条 前条第2項の規定による資源回収業者の届出は、資源回収業者届出書（様式第1号）によるものとする。

(対象品目)

第4条 奨励金の交付対象品目は、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）及び古衣類とする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、団体については回収した古紙類及び古衣類の重量に1キログラム当たり単価5円を乗じて得た額とし、資源回収業者については引渡しを受けた古紙類及び古衣類の重量に1キログラム当たり単価1円を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする団体は、資源回収奨励金交付申請書兼請求書（団体用）（様式第2号）に資源回収業者が発行する計量伝票と受入伝票を添付し、市長に提出しなければならない。

2 奨励金の交付を受けようとする資源回収業者は、毎年度6月、9月、12月又は3月に資源回収奨励金交付申請書兼請求書（業者用）（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

い。

- 3 団体及び資源回収業者は、資源回収を実施した年度内及び翌年度内に限り、奨励金の交付を申請できる。

(奨励金の交付)

第7条 市長は、前条の交付申請書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、奨励金の交付額を決定し、口座振込みの方法により交付する。

- 2 資源回収業者に対する奨励金は、該当する団体から奨励金交付申請があったものについて交付する。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた団体又は資源回収業者に対し当該奨励金の全部又はその一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日までに、武生市資源回収奨励金交付要綱又は今立町資源回収奨励金交付要綱によりなされた補助金交付手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成19年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は平成22年3月15日か

ら施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

越前市ごみ減量化・リサイクル推進員設置要綱

(設置)

第1条 本市は、分別ルールの適正化にかかる市民への周知及びリサイクル等への取組み等によるごみの減量化並びに循環型社会の構築を推進するため、ごみ減量化・リサイクル推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(推進員の役割)

第2条 推進員は、各町内において正しいごみの出し方を啓発し、当該町内のごみステーションにかかる諸問題についてその解決方法を検討するとともに、市全体のごみの減量化及びリサイクルを推進するものとする。

(認定)

第3条 市長は、町内区長からごみ減量化・リサイクル推進員推薦書（様式第1号）により推薦を受け、かつ、市が主催する養成講座を受講した者を推進員として認定する。

(認定期間等)

第4条 推進員の認定期間は、市長が認定を行った日から、当該推進員が辞任するまでの期間とする。

2 前項に規定する辞任にかかる届出は、ごみ減量化・リサイクル推進員辞任届（様式第2号）によるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の住宅に住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）及び別表に掲げる省エネルギー設備（以下「省エネ設備」という。）の設置に要する費用の一部を補助すること（以下「補助事業」という。）により、住宅用太陽光発電システム等の普及を促進し、地球温暖化の防止を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象)

第3条 市長は、市内の住宅（兼用住宅、宿舎、共同住宅その他住居として使用される建物を含む。以下同じ。）に対象システムを設置する個人若しくは法人（市内に住所を有する、又はその予定である個人又は法人であって、当該住宅を住居として使用する者（法人の場合にあつては、代表者又は従業員の住居として使用する者）若しくは当該住宅を住居として第三者に賃貸する者又はその予定である者に限る。以下同じ。）又は市内の対象システム付きの住宅を購入する個人若しくは法人であつて、次の各号の全てに該当するもの（以下「補助事業者」という。）からの申請に基づき予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 電灯契約を結んでいる個人又は法人であること。ただし、補助事業者が明らかに住居を第三者に賃貸を行う場合は、その賃借人が電灯契約を結ぶものを含む。
- (2) 市税に滞納がないこと。ただし、市長が、特別徴収等、申請を行うものの責めに帰すべき事由がないと認めるときは、この限りではない。

2 同一住宅に対する補助金の交付は、同一年度において1回限りとする。

(対象システム)

第4条 対象システムとは、次の各号の全てに該当するものをいう。

- (1) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの。
- (2) 次の数値のうちいずれかが10kw未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kw未満であるもの。

ア 太陽電池の公称最大出力

対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格（以下、JISという。）に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC等の国際規格も可とする。kw表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。

イ パワーコンディショナの定格出力

対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力はJISに基づくkw表示とする。

- (3) 財団法人 電気安全環境研究所（JET）又はTUV Rheinland等国際的認証機関の認証試験基準に適合し、JETPVm認証などを受け、かつ太陽電池モジュールの公称最大出力の80パーセント以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されているもの。

- (4) 太陽電池モジュール・パワーコンディショナは未使用品であるものとし、移設されたもの又は同一設置場所で過去に電力会社と系統連系されたものは対象外とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	第4条に定める要件に適合する対象システムの設置に要する経費で、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）に要する経費（対象システムと同時に省エネ設備を設置するとき（以下「複合型補助」という。）は、省エネ設備の設置に要する額を含む）。ただし、パワーコンディショナと蓄電システム等を併用している場合は、パワーコンディショナに要する経費は対象経費から除外する。
補助金額	次のアからエに掲げる式により得た額の合計額（100円未満は、切捨て） ア 対象システムの販売及び施工を市内の事業者（市内に本店を置く法人又は市内に住所を置く個人の事業者をいう。以下同じ。）が行うとき。対象システムを構成する太陽電池の最大出力数（4kwを上限とする。）×10,000円 イ 対象システムの販売又は施工のいずれかを市外の事業者（市外に本店を置く法人又は市外に住所を置く個人の事業者をいう。以下同じ。）が行うとき。対象システムを構成する太陽電池の最大出力数（4kwを上限とする。）×5,000円 ウ 複合型補助で、省エネ設備の販売及び施工を市内の事業者が行うとき。省エネ設備の設置に要する額。（ア又はイの最大出力数（4kwを上限とする）×10,000円を上限とする。） エ 複合型補助で、省エネ設備の販売又は施工のいずれかを市外の事業者が行うとき。省エネ設備の設置に要する額。（ア又はイの最大出力数（4kwを上限とする）×5,000円を上限とする。）

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請書に記載する補助事業の着手予定日（又は建売の引渡予定日）は、市長への申請日を起算として、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日を除いた10日目以降とする。
- 3 申請書に記載する補助事業の完了予定年月日とは、対象システム（複合型補助の場合は省エネ設備も含む。）の工事の完了、設備の補助事業者への引渡し、設置工事費の確定及び太陽光発電設備の電力会社との電力供給開始日の全てが完了する予定の日とする。
- 4 補助事業者は、当該申請に当たり、次に掲げる事項に同意するものとする。
 - (1) 市長が補助事業者の居住状況及び市税の納付状況を確認すること。
 - (2) 市長が対象システムによって発電された電気の売電の量に関する情報を電力会社から提供を受けること。

(3) 太陽光発電量等に関する情報の提供に協力すること。

5 補助事業者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 太陽光発電システムの工事請負契約書又は建売住宅の売買契約書の写し

(2) 債権者・受取人登録（変更）申請書

(3) 予定工事施工者等報告書（様式第2号）

6 補助事業者は、複合型補助で補助金の交付を受けようとする場合にあつては、前項に規定する書類のほか、省エネ設備の仕様が分かるパンフレット又はカタログ（これらの写しを含む。）を添付しなければならない。

（対象システム等の設置）

第7条 市内の住宅に対象システムを設置する補助事業者は、市の交付決定通知を受けた後から工事に着手するものとし、当該通知に記載されている当該通知の交付の日からその交付の日が属する年度の3月31日までの間に、工事を完了し、太陽光発電設備の電力会社との電力需給を開始しなければならない。

（対象システム等の引渡し）

第8条 市内の対象システム付き住宅を購入する補助事業者は、市の交付決定通知に記載されている当該通知の交付の日からその交付の日が属する年度の3月31日までの間に、対象システム（複合型補助で補助金の交付の申請を行った場合は、対象システム及び省エネ設備）の設置された建売住宅の引渡しを受け、太陽光発電設備の電力会社との電力需給を開始しなければならない。

（変更承認申請）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という）を市長に提出しなければならない

(1) 申請書に記載した対象システムの太陽電池の公称最大出力を変更するとき。

(2) 太陽電池モジュールの型式名を変更するとき。

(3) 複合型補助で補助金の交付の申請を行った場合であつて、申請した省エネ設備とは別の省エネ設備を設置するとき。この場合、第6条第6項に規定する書類を添えること。

(4) 複合型補助で補助金の交付の申請を行った場合であつて、省エネ設備を設置しないこととしたとき。

(5) 複合型補助で補助金の交付の申請を行わなかった場合であつて、省エネ設備を設置するとき。（複合単価による交付となる要件を満たす場合に限る。）この場合、第6条第6項に規定する書類を添えること。

(6) 様式第2号で申請した予定工事施工者等を変更するとき。この場合、変更後の様式第2号を添えること。

(7) その他市長が必要と認めるとき。

（補助事業の中止）

第10条 補助事業者は、対象システムの設置を中止しようとするとき、又は対象システムが設置された建売住宅の購入を中止しようとするときは、越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業中止届出書（様式第4号。以下「中止届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市の交付決定の日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金完了実績報告書（様式第5号。以下

「実績報告書」という。)

- (2) 電力受給契約確認書の写し
 - (3) 対象システムの領収書の写し
 - (4) 太陽電池モジュールを設置した建物全体の写真（カラー）
 - (5) パワーコンディショナの型式名と製造番号が確認できる資料（銘板の写真、保証書の写し、検査成績証の写しのいずれか1つ）
 - (6) 太陽電池モジュールの設置写真（カラー）
 - (7) システム配置図（パネルの枚数が確認できるもの）
 - (8) 出力対比表（補助事業者名、販売名、製造メーカー名、太陽電池モジュールの公称最大出力合計値の記載があるもの）
 - (9) 工事施工者等報告書（様式第6号）
- 2 複合型補助で補助金の交付の申請を行った場合は、前項に掲げる書類のほかに、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 省エネ設備の製造番号及び型式等が分かる保証書等（写しを含む。）
 - (2) 省エネ設備の領収書の写し
 - (3) 省エネ設備の設置状況に関する写真（カラー）（様式第7号）
- （手続代行者）

第12条 補助事業者は、申請書、変更承認申請書、中止届出書及び実績報告書について、対象システムを販売又は施工する者（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続を誠意をもって実施しなければならない。また、この手続の代行を通じ補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

（取得財産等の管理）

第13条 補助事業者は、対象システム又は省エネ設備の法定耐用年数の期間内において、天災地変、その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、対象システム又は省エネ設備が毀損され又は、消失したときは、その旨を市長に届けなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第14条 補助事業者は、対象システム又は省エネ設備の法定耐用年数の期間内において、当該対象システム又は省エネ設備を処分する場合は、市長から承認を受けなければならない。

（その他）

第15条 交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

別表（第1条関係）

省エネ設備の種類及び代表的製品名	性能の基準
潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	潜熱を回収するための熱交換器を備えており、J I S基準に基づく給湯熱効率が90%以上であるもの
潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	
家庭用ガスエンジン給湯器（エコウィル）	ガスエンジンユニットのJ I S基準に基づく発電及び排熱利用の総合効率が低位発熱量基準で80%以上あり、かつ、貯湯ユニットの容量が90リットル以上であるもの
ハイブリッド給湯・暖房システム（ECO ONE）	給湯熱効率が90%以上であること。ヒートポンプを併用するシステムであること。
家庭用燃料電池（エネファーム）	国が実施する燃料電池の普及にかかる補助事業において、一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定した家庭用燃料電池システム又はこれと同等以上の性能を有するもの
太陽熱温水器	集熱器及び蓄熱槽で構成され、太陽熱を集めて給湯若しくは冷暖房に利用するもの
ペレットストーブ	木質ペレットを燃料として使用するもの
薪ストーブ	薪又はもみ殻を燃料として使用するもの

LED照明設備	電源に電池以外から供給される電力を用い、天井、壁等に固定して設けるもの
ヒートポンプ式温水暖房機	ヒートポンプを熱源として床暖房等に利用するもの
蓄電池	経済産業省のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業において製品登録された蓄電システム又はこれと同等以上の性能を有するもの
家庭用エネルギー管理システム（HEMS機器）	「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。
エコキュート	JISが規定する省エネラベルの「省エネ性マーク」がグリーンのもの
エアコン	
テレビ	
電気冷蔵庫	
電気冷凍庫	
ジャー炊飯器	
電子レンジ	
電気便座	
ガス調理機器	

注 いずれの設備も、中古品を除く。

越前市電気自動車導入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、越前市電気自動車導入促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、電気自動車の導入を促進し、もって石油に依存した生活からの転換を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「電気自動車」とは、国のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程によりクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の交付の対象となる同規程第3条に定める電気自動車であって、リチウムイオン電池を搭載し、かつ、急速充電設備の利用が可能なものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、電気自動車(新車に限る。)を購入した者(リース契約により使用する者を含む。)のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものに対し1回限り、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 市税を滞納していない者であること。ただし、市長が、特別徴収等、申請を行うものの責めに帰すべき事由がないと認めるときは、この限りではない。
- (2) 市内に住所を有する個人又は市内に主たる営業所若しくは事務所を有する事業者であること。ただし、事業者にあつては、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で、かつ、常時使用する従業員の数が300人未満のものに限る。
- (3) 電気自動車を購入した者にあつては、市内に住所を有する販売店から購入していること。
- (4) リース契約により電気自動車を使用するものにあつては、その契約期間が4年以上であること。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、国のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金業務実施細則別表第1補助金交付額の欄に定める金額(以下「国交付額」という。)の8分の1以内の額(算定の基礎となる電気自動車複数ある場合は、それぞれの電気自動車について算定した額のうち、最も有利な額)(100円未満の端数切捨て)とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、電気自動車の購入契約又はリース契約を締結する前に、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 見積書又は締結予定のリース契約書の写し
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により、補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容の調査及び審査を行い、交付の可否及び交付する場合にあつては補助金額を決定し、申請者に通知する。

2 補助金を交付する優先順位は、補助金交付申請を市が受け付けた順とする。

(交付条件)

第7条 補助金の交付決定に市長が付する条件は、越前市補助金等交付規則(平成17年越前市規則第50号。以下「交付規則」という。)に定めるほか次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定のあつた日から起算して90日を経過する日又は当該交付決定のあつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに電気自動車の購入契約又はリース契約を締結すること。
- (2) 対象車両をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって市内で管理するとともに、補助金

の交付の目的に従ってその適正な運用を図ること。

(3) 電気自動車走行等に関する情報の提供に協力しなければならないこと。

(実績報告書)

第8条 第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、補助の対象となる電気自動車の自動車検査証が交付された日から1か月以内又は当該交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業完了実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書(明細が記載されているものに限る。)の写し又はリース契約書の写し

(2) 自動車検査証の写し

(3) 車両の写真

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付の請求は、交付規則第14条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後に、補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出して行わなければならない。

(その他補助金交付手続)

第10条 第5条から前条までに定めるもののほか、補助金の申請、交付等の手続は、交付規則による。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年9月10日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月17日から施行し、改正後の越前市電気自動車導入促進事業補助金交付要綱第8条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

越前市不法投棄廃棄物処分等支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、増大している不法投棄廃棄物の早期撤去による再発防止又は不法投棄の未然防止を促進するために、予算の範囲内で支援措置を講ずることにより、市民協働による市内の環境美化及び環境保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「不法投棄廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物のうち、同法その他法令に基づく保管又は処分がされずに投棄された廃棄物をいう。ただし、土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは除く。

(支援対象者)

第3条 この要綱により支援を受けることができる者は、市内の町内会又は非営利団体（以下「町内会等」という。）とする。

(支援の対象)

第4条 支援は、市内の土地であって、現に不法投棄が行われている土地又は不法投棄が行われれば当該土地の近隣住民に健康又は生活環境上の重大な影響を及ぼす可能性のある土地において、町内会等が当該土地の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の同意を得て行う不法投棄廃棄物の処分等又は不法投棄の未然防止の措置とする。

2 前項の作業は、町内会等から複数人が参加して行うものでなければならない。

(支援の対象除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、支援を行わない。

- (1) 不法投棄をした者が判明した場合
- (2) 土地所有者等の責任において対処すべき場合
- (3) その他市長が適切でないと認める場合

2 前項の規定にかかわらず、不法投棄により市民の健康又は生活環境上の重大な危険を及ぼし、かつ緊急の必要があると市長が認めるときは、支援を行うものとする。

(支援の内容)

第6条 支援の内容は、別表に掲げるとおりとする。

2 この要綱に基づき同一町内会等に対して行う支援は、同一年度において2回を上限とする。

(支援の申請)

第7条 支援を受けようとする者は、越前市不法投棄廃棄物処分等支援申請書（様式第1号）に所有者等の同意を得たことが分かる書面（以下「同意書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、特に市長がやむを得ないと認めた場合は、同意書の提出を省略することができる。

(支援の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請を行った町内会等を代表する者とともに現地確認を行ったのち、支援の可否を決定し、その内容を書面（以下「決定書」という。）にて通知するものとする。

2 前項の決定書には、必要に応じて、支援を行うために必要な範囲内で条件を付すことができる。

(作業の実施報告)

第9条 支援の決定を受けた者(以下「支援決定者」という。)は、別表に掲げる作業を行う日(以下「作業実施日」という。)の前7日までに、市長に作業実施日を報告しなければならない。

2 支援決定者は、前項の報告後に、やむを得ず作業実施日を変更する場合は、速やかに市長に変更後の作業実施日を報告しなければならない。

3 支援決定者は、別表に掲げる作業が終了したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかに現地において作業の完了確認を実施するものとする。

(助言又は指導)

第10条 支援決定者は、別表に掲げる作業を行うときは、決定書に付された条件を遵守するとともに、市の助言又は指導に従うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

越前市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の不法投棄対策として設置する監視カメラの設置及び運用に関し、必要な事項を定めることにより、監視カメラの適正な管理及び運用を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てる行為をいう。
- (2) 監視カメラ 不法投棄の予防及び不法投棄者の特定を目的として市が設置するカメラで、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。
- (3) 画像 監視カメラによって記録された映像をいう。
- (4) 記録媒体 メモリーカード等監視カメラで撮影した画像を記録する媒体をいう。

(管理体制)

第3条 市長は、監視カメラの適正な運用を図るため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、環境政策課長とする。
- 3 管理責任者は、環境政策課の職員の内から監視カメラの運用に従事する職員を取扱責任者として指名することができる。
- 4 管理責任者及び取扱責任者（以下「管理責任者等」という。）は、監視カメラの取扱いに当たっては、この要綱その他法令の規定を遵守しなければならない。
- 5 管理責任者等は、監視カメラ及び画像を適正に取扱い、画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(設置場所等)

第4条 市長は、市内の現に不法投棄が行われ又は不法投棄が行われるおそれがあると認められる場所に監視カメラを設置するものとする。

- 2 監視カメラの設置に当たっては、土地の所有者又は管理者（工作物又は立木に設置するときは、当該工作物又は立木の所有者又は管理者）の承諾を得なければならない。
- 3 監視カメラを設置したときは、設置場所の周辺に、監視カメラが作動中である旨を表示するものとする。
- 4 不法投棄の状況等により、市長は、監視カメラの設置場所を必要に応じて随時変更するものとする。

(画像の保存等)

第5条 管理責任者等は画像を保存するときは、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のまま保存するものとする。

- 2 不法投棄監視カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複製してはならない。
- 3 画像の保存期間は、原則として30日とする。ただし、管理責任者が特に必要と認めた場合は、保存期間を延長することができる。
- 4 管理責任者等は、画像の保存期間が経過した場合は、複製した画像も含め全ての画像を確実に消去しなければならない。ただし、提供した画像を除く。
- 5 管理責任者等は、記録媒体を適切に管理できる場所に保管しなければならない。
- 6 何人も、管理責任者の許可なく、画像及び記録媒体を、外部に持ち出してはならない。

(画像提供の制限)

第6条 保存している画像は、不法投棄の行為者を特定し、不法投棄の撤去を指導するためのみに用いるものとし、目的外での利用や提供は行わないものとする。ただし、刑事告発を行う場合、越前市個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定による場合その他法令の規定に基づく場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月15日から施行する。